

すてきな笑顔と花のまち

東神楽

10²⁰¹⁵月号

NO. 613



特集 平成26年度 決算

平成26年度

決算

平成26年度決算
一般会計の
決算概要

町 では、皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税、国や道からの交付金などをとくに、住みよいまちづくりを進めています。

決算は、町に入ってきたお金（歳入）と、町が使ったお金（歳出）を分かりやすくまとめたものです。まちづくりを進めるうえで、どのような事業にどれくらいのお金が使われたのか、決算を見ると明らかになります。

平成26年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入が58億6220万円、歳出が55億2762万円、差引額は3億3458万円となりました。

9月に開かれた第3回町議会定例会で、平成26年度一般会計、各特別会計および企業会計の決算が認定されました。今月の特集では、年度始めに立てられた予算に対し、1年間でどれくらいのお金がどのように使われたのかをお知らせします。また、6・7ページでは、平成26年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します。

一般会計の決算状況は、3ページの円グラフに示すとおりです。歳入が53億9947万円（前年対比20・1%減）、歳出が50億9847万円（前年対比22・8%減）で、歳入歳出差引額は3億100万円。平成27年度に繰越して行う事業があり、その財源が4400万円となっており、実質収支額は2億5700万円となりました。

歳 入は、その財源の性格から、『自主財源』と『依存財源』に分けられます。

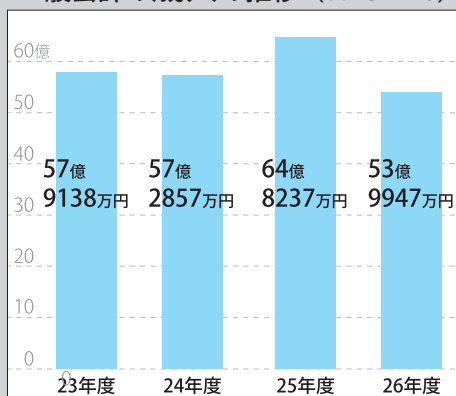
円グラフで見ると、東神楽町の自主財源は歳入全体の42・1%、依存財源は57・9%の割合となっています。自主財源が多ければ多いほど、その自治体が進める行政サービスの自主性と安定性を確保できるといわれていますが、私たちの町の最も大きな財源は依存財源である地方交付税で、自主財源は歳入全体の約42%です。

一方、歳出総額は50億9847万円、その歳出の内訳を見ると、総務・税務に関する経費などにあたる総務費が14億8392万円と最も多く、続いて町民の福祉充実を目的とした民生費に11億8394万円、借入金返済としての公債費が6億3455万円と続いています。

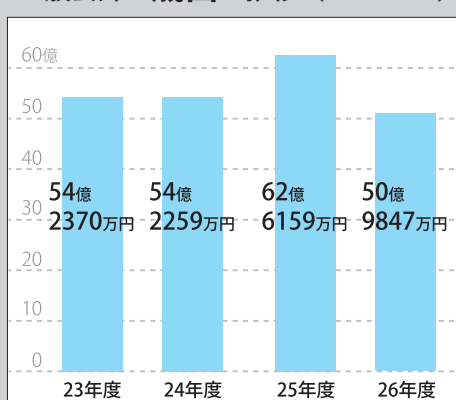
健全 全な財政運営には、歳入と歳出の均衡を維持しながら、経済情勢や町民の皆さんの要望に対応できるだけの弾力性が必要です。

5ページにある財政指標の推移を経常収支比率で見ると、現在の町の財政構造は弾力性が低いことを示しています。東神楽町を取り巻く台所事情は年々厳しさを増していますが、今後も限りある財源を有効に活用しながら、町民の皆さんにとって満足のいくサービスを提供できるよう効果的な財政運営に努めていきます。

一般会計の歳入の推移（H23～26）



一般会計の歳出の推移（H23～26）

表で見る
一般会計（歳入・歳出）の推移
町税収入の状況

町税収入の状況

町税などは、町が直接収納し、自主的に使うことができる貴重な財源です。

平成26年度の決算額は次のとおりです。

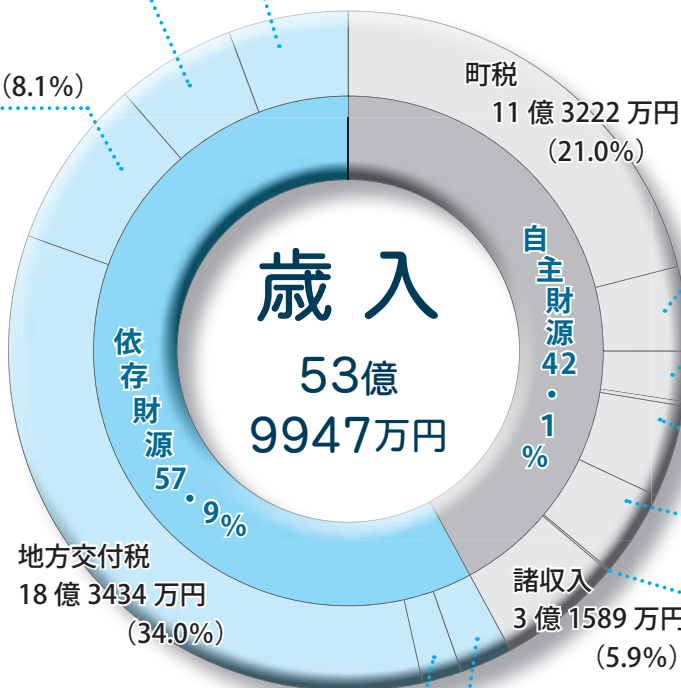
税 目	26年度 決算額	25年度 決算額	増減額	26年度 徴収率
町 民 税	4億7340万円	4億5986万円	1354万円	96.5%
固定資産税	4億8892万円	4億8645万円	247万円	96.2%
軽自動車税	2066万円	1908万円	158万円	98.5%
町たばこ税	6850万円	7210万円	▲360万円	100.0%
入 湯 税	1949万円	1850万円	99万円	100.0%
都市計画税	6125万円	5868万円	257万円	94.5%
合 計	11億3222万円	11億1467万円	1755万円	

グラフで見る 歳入・歳出の状況

町債 3億766万円 (5.7%)

道支出金 3億1042万円 (5.7%)

国庫支出金 4億3613万円 (8.1%)



地方譲与税 1億224万円 (1.9%)

各種交付金 1億4283万円 (2.5%)

※内訳は下記のとおりです

各種交付金内訳 (内は構成比)

利子割交付金	211万円 (0.0%)
配当割交付金	446万円 (0.1%)
株式等譲渡所得割交付金	239万円 (0.0%)
地方消費税交付金	1億238万円 (1.9%)
ゴルフ場利用税交付金	729万円 (0.1%)
自動車取得税交付金	1036万円 (0.2%)
地方特例交付金	1292万円 (0.2%)
交通安全対策特別交付金	92万円 (0.0%)

分担金および負担金

2億1284万円 (4.0%)

使用料および手数料

1億3151万円 (2.4%)

財産収入

948万円 (0.2%)

繰入金

2億3943万円 (4.4%)

繰越金

2億2078万円 (4.1%)

寄附金

370万円 (0.1%)

ふるさと納税（5名：20万円）、指定寄附（農業振興対策1社：100万円、車両購入1社：200万円）、一般寄附（2社、1団体：50万円）をいただきました。いただいた寄附につきましては、東神楽町のために有意義に使わせていただきました。誠にありがとうございました。

商工費 8100万円 (1.6%)

諸支出金 268万円 (0.1%)

議会費

5032万円 (1.0%)

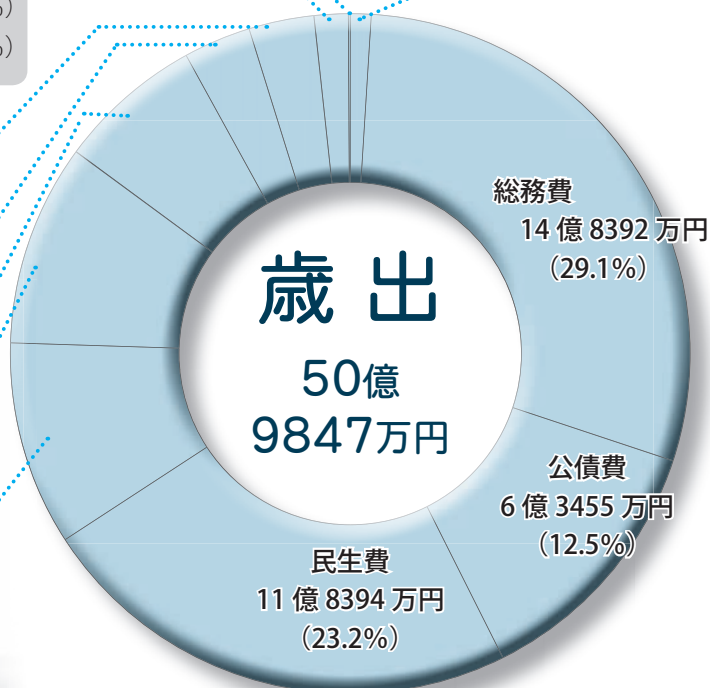
農林業費 1億5968万円 (3.1%)

消防費 1億6190万円 (3.2%)

衛生費 3億5311万円 (6.9%)

教育費 4億9096万円 (9.6%)

土木費 4億9641万円 (9.7%)



歳出

50億
9847万円

民生費

11億8394万円
(23.2%)

公債費
6億3455万円
(12.5%)

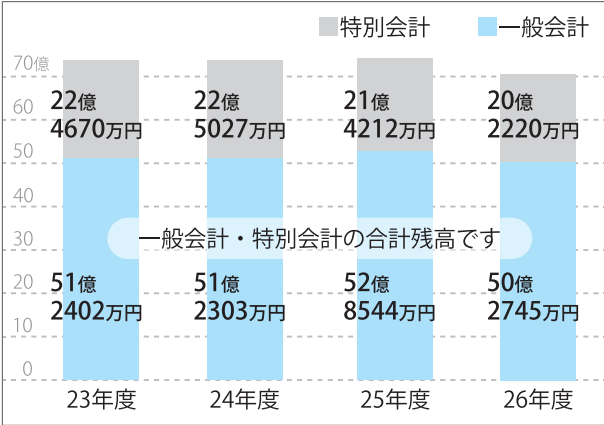
総務費

14億8392万円
(29.1%)

地方債の借入額と元利償還額の状況

	借入額	元利償還額 【()内は利子分】
23年度	6億1742万円	9億9702万円 (1億4453万円)
24年度	7億2114万円	8億5037万円 (1億3182万円)
25年度	7億7354万円	8億4111万円 (1億2184万円)
26年度	3億4056万円	8億3070万円 (1億1223万円)

地方債残高の状況



基金の状況

平成25年度末	現在高	16億4216万円
平成26年度	増 額	2785万円
	減 額	2億3821万円
平成26年度末	現在高	14億3180万円

基金とは、将来直面する多様な財政需要などに対応するため、毎年積み立てられているものです。平成26年度末の現在高は、2億1036万円減少し14億3180万円となりました。

平成26年度 特別会計決算状況

特別会計	歳入	歳出
① 国民健康保険特別会計	156万円	122万円
② 国民健康保険診療施設特別会計	1億6854万円	1億5109万円
③ 公共下水道特別会計	2億9263万円	2億7684万円
合 計	4億6273万円	4億2915万円

平成26年度 企業会計決算状況

企業会計		収入	支出	差引	一般会計からの補助額
④ 水道事業会計	収益	1億7427万円	1億6642万円	785万円	8203万円
	資本	2476万円	8089万円	▲5613万円	

④ 水道事業会計
私たちが安心して使用できる水を供給するために設置されている会計です。これらの会計は、基本的に使用料などを主要な財源として事業を運営していますが、公益性や事業収支の実情から、一般会計からの繰入金によって収支の均衡を図っています。

③ 公共下水道特別会計
日常生活に欠かせない公共下水道の整備や汚水処理のために設置されている会計です。

② 国民健康保険診療施設特別会計
町立国保診療所を運営するための会計です。

① 国民健康保険特別会計
大雪地区広域連合発足以前の東神楽町国民健康保険税を管理するための会計です。

特別会計とは、特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、法律や条例に基づき、経理を他の会計と区別するために設置しているものです。
東神楽町には、次の4つの特別会計があります（平成26年度の決算額は表のとおり）。

平成26年度決算
地方債（借入金）の
残高状況など

公共事業を推進するため、借入入れた地方債の平成26年度末残高は、一般会計が50億2745万円、特別会計が20億2220万円、合計70億4965万円となっており、前年度末より3億7791万円減少しています。
地方債の借入額と元利償還額の推移および地方債の残高の状況は次の表のとおりです。



POINT! どうして借金をするの？
≫≫世代間の公平性

例えば、学校や体育館など多額の経費を要する施設を建設する場合、建設年度内の一般財源では賄いきれないという現実もありますが、今後何十年にもわたり多くの住民が利用するであろう施設の建設経費を一部の住民だけが負担するのは不公平となってしまいます。将来にわたってその施設を利用する住民が借金である地方債を返済するという形で少しずつ負担することで世代間の公平が保たれるのです。

平成26年度決算
特別会計の
決算概要

平成26年度決算
まちの財政状況を
お伝えします

東神楽町の主要財政指標

	23年度	24年度	25年度	26年度
① 財政力指数	0.362	0.357	0.361	0.365
② 経常収支比率	80.3	84.2	86.2	88.1
③ 公債費負担比率	17.4	14.7	13.9	14.3
④ 実質公債費比率	12.3	10.9	10.3	10.0

自

自治体の財政状況をさまざまな角度から分析し、その健全性を判断する目安になるものに財政指標があります。ここでは、①財政力指数、②経常収支比率、③公債費負担比率、④実質公債費比率の4つの指標の数値から、現在の東神楽町の財政状況を見てみましょう。

① 財政力指数

まちの財政力を示す指標で、標準的な行政活動に必要な経費を自らの収入（税金など）で賄うことができる割合を示しています。この数値が「1」に近いかまたは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされています。

財政力指数の数値が「1」を下回る自治体には、国から地方交付税が交付され、「1」を超える場合には、必要な財源を自力で調達できると判断されるため、地方交付税の不交付団体となります。

東神楽町の平成26年度の財政力指数は0.365。前年度より0.004増加しています。

② 経常収支比率

まちの財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度決まって支払う義務的経費（人件費や公債費、公共施設の維持管理費など）が一般財源（使途が制限されていない収入）のうちの程度の比率を占めているかで判断します。

この比率が低いほど、臨時的な経費や独自の政策のためにお金を使うことができ、臨時的な財政需要に対応できる余力があります。

るとされています。町村では70%程度が望ましく、75%を超えると財政の硬直化が進んでいるとされています（平成25年度全国市町村の平均90.2%）。

東神楽町の経常収支比率は88.1%で前年度から1.9%増加しています。

③ 公債費負担比率

4ページでお知らせした地方債（町の借入金）の返済額が、一般財源のうちどれくらいの割合を占めているかを表すものです。この数値が小さい方が財政への負担が少なく、一般的に15%を超えると財政硬直化の警戒ライン、20%以上になると危険ラインとされています。

東神楽町の公債費負担比率は14.3%。前年度より0.4%の増加となっています。

④ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計の地方債の返済額に、公営企業会計（公共下水道、水道事業）や一部事務組合（大雪消防組合、大雪清掃組合など）の地方債返済のために支出する一般会計からの繰出金や負担金を加えた返済額が、一般財源のうちどの程

度の比率を占めているかを示すものです。この比率が低いほど健全な財政運営が行われていると判断され、18%を超えると新たな地方債の発行にあたり国や道の許可が必要となり、25%以上で発行が制限されます。

東神楽町では、人口の増加に伴い、快適で住みやすい生活環境づくりや公共施設の整備など、さまざまなインフラ整備を行い、その財源の一部として地方債を活用してきました。このため平成18年度には、実質公債費比率が23%とピークを迎えましたが、平成18年に策定した『公債費負担適正化計画』に基づき将来負担の健全化に向けた取り組みを行い、平成26年度には10%と年々減少しています。



これらの指標は、町の財政状況を知らる『目安』の一つです。町では今後も限りある財源を最大限に有効活用し、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに向けて努力を続けていきます。

平成26年度決算	に基づく	お	よ	び	く
健全化判断比率					
資金不足比率					

財政健全化法に基づく東神楽町の財政状況

地

方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下『財政健全化法』という）が平成19年6月に成立・公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、基準比率以上となった場合には財政健全化計画などを策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図り財政の健全化に資することを目的としています。

財政健全化法では、平成19年度決算から健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、住民に対して公表することを義務付けています。

比率の算定となる東神楽町の会計区分

比率の算定区分 会計区分	一般会計	特別会計		一部事務組合、 広域連合 (※ 3)	地方三公社、 第三セクター等 (※ 4)
		公営企業会計			
		公営事業 (※ 1)	公営企業 (※ 2)		
① 実質赤字比率	○				
② 連結実質赤字比率	○	○	○		
③ 実質公債費比率	○	○	○	○	
④ 将来負担比率	○	○	○	○	○
⑤ 資金不足比率			○		

早期健全化・再生に関する指標

(単位：%)

区 分	平成26年度 決算数値	早期健全化 基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	15.0	20.0
② 連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
③ 実質公債費比率	10.0	25.0	35.0
④ 将来負担比率	37.1	350.0	

公営企業の経営健全化に関する指標

(単位：%)

区 分	平成26年度 決算数値	経営健全化基準
⑤ 資金不足比率		
水道事業会計	—	20.0
公共下水道特別会計	—	20.0

右記の指標のうち、①～④のいずれか1つでも早期健全化基準を超えた場合は、『早期健全化計画』となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められる。

右記の指標のうち、①～④のいずれか1つでも早期健全化基準を超えると、当該公営企業について経営健全化計画の策定が義務付けられ、経営の健全化が求められます。

【上表の会計区分詳細】

- ※1 国民健康保険特別会計
事業勘定、国民健康保険特別会計診療施設勘定
- ※2 公共下水道特別会計
水道事業会計
- ※3 大雪清掃組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪地区広域連合など
- ※4 東神楽町土地開発公社、(株)東神楽新都市開発公社

① 実質赤字比率 $イ \div ア = \text{—}$ (※赤字額なし)

実質赤字比率とは、一般会計について、歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模（町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のこと）で割ったものです。

一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていません（実質黒字比率8.09%）。このため『—』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模

(ア) 31億7598万円

一般会計の実質収支額

会計名	歳入総額(1)	歳出総額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(4) (1) - (2) - (3)
一般会計	53億9947万円	50億9847万円	4400万円	(イ) 2億5700万円

② 連結実質赤字比率 $[\text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ}] \div \text{ア} = -$ (※赤字額なし)

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字額と黒字額を合算した歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で割ったものです。すべての会計において実質赤字および資金不足がないため、連結実質赤字は生じていません（連結実質黒字比率 12.76%）。このため『-』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模	(ア) 31億7598万円
一般会計の実質収支額	(イ) 2億5700万円

一般会計以外の特別会計（公営企業会計除く）

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源 (3)	実質収支額 (4) (1) - (2) - (3)
国民健康保険特別会計事業勘定	156万円	122万円	0円	34万円
国民健康保険特別会計診療施設勘定	1億6854万円	1億5109万円	0円	1745万円
合 計	1億7010万円	1億5231万円	0円	(ウ) 1779万円

公営企業会計に係る特別会計

会計名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	算入地方債 (3)	解消可能資金不足額 (4)	資金不足額・剰余額 (5) (1) - (2) + (3) + (4)
公共下水道特別会計	2億9263万円	2億7684万円	0円	0円	(エ) 1579万円
会計名	流動資産 (1) ※5	流動負債 (2) ※6	算入地方債 (3)	解消可能資金不足額 (4)	資金不足額・剰余額 (5) (1) - (2) + (3) + (4)
水道事業会計	1億3983万円	2505万円	0円	0円	(オ) 1億1478万円

※5 貸倒引当金加算後の額 ※6 控除引当金等差引後の額

③ 実質公債費比率 $[A + B - C - D] \div [A - C] = 10.0\%$

実質公債費比率とは、地方債の元利償還金や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので、3か年の平均値です（単年度比率：H24 10.4%、H25 10.3%、H26 9.4%）。東神楽町の実質公債費比率は、5ページにあるように、年々減少に転じています。

区 分	平成26年度決算額
地方債元利償還金	(A) 6億3434万円
準元利償還金	(B) 1億8329万円
基準財政需要額に算入された公債費および準公債費	(C) 4億4532万円
公債費償還に係る特定財源	(D) 1億746万円
標準財政規模	(ア) 31億7598万円

④ 将来負担比率 $[E - F] \div [A - G] = 37.1\%$

将来負担比率とは、将来的に負担することが見込まれる実質的な負債額（将来負担額）を把握し、負債の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったものです。この数値が大きいほど、将来見込まれる負担が大きいことを示しています。

区 分	平成26年度決算額
将来負担額	(E) 78億888万円
充当可能財源等	(F) 67億9832万円
標準財政規模	(ア) 31億7598万円
算入公債費等の額	(G) 4億5327万円

⑤ 資金不足比率 $H \div I = -$ (※資金不足額なし)

資金不足比率とは、一般会計の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率のことです。公営企業ごとに算出することが義務付けられており、東神楽町では、公共下水道特別会計、水道事業会計の2つが該当します。いずれの公営企業会計も資金不足は生じていません（資金剰余比率…公共下水道 8.77%、水道事業 147.76%）。このため『-』で記載しています。

区 分	平成26年度決算額 (公共下水道特別会計)	平成26年度決算額 (水道事業会計)
資金不足額・剰余額	(H) 1579万円	(H) 1億1478万円
事業の規模	(I) 1億7990万円	(I) 7767万円

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります。

今後のスケジュール

平成27年10月
通知カード送付、法人番号の通知開始

平成28年1月
個人番号カード交付(申請者のみ)、各種手続きにおけるマイナンバーの利用開始

平成29年1月
国の機関の間での情報連携開始、マイナポータルの運用開始

平成29年7月
地方公共団体で情報連携開始

広報では先月号から2回にわたり、10月から始まる新制度『社会保障・税番号(マイナンバー)制度』についてお知らせしています。マイナンバー制度に関して詳しくまとめた冊子を今月号広報に折り込み、全世帯に配布していますのでぜひご覧ください。そして今月号では、いよいよ10月から送付が始まる通知カードや、個人番号カードの申請方法などについて詳しくお伝えしていきます。

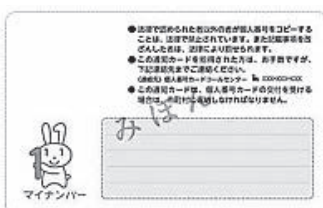
10月以降ご自宅にこちらが届きます！

- ◆通知カード(世帯人数分)
- ◆個人番号カード交付申請書(世帯人数分)
- ◆ご案内文書(1通につき1部)
- ◆個人番号カード交付申請書の送付用封筒(1通につき1部)

通知カードってどんなカード？



【おもて面】



【うら面】

何が送られてくるの？



平成27年10月以降、住民票を有するすべてのの方に12桁の**マイナンバー(個人番号)**が記載された紙製の**通知カード**が住民票の住所地に**簡易書留**で送付されます。券面には、住民票に記載されている「氏名」「住所」「生年月日」「性別」と「マイナンバー」等が記載されます。今のお住まいと住民票の住所が異なる方は住民票の異動をお願いします。

※通知カードは転送されませんのでご注意ください。

いろいろな手続きに使う通知カード！大切に保管してください！

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続きにおいて、本人確認とともに個人番号の記載・確認を求められることとなります。個人番号が記載された通知カードは大切に保管してください。なお、通知カードには顔写真が表示されていないため、本人確認を行う際には、顔写真付きの身分証明書(運転免許証や旅券など)が別に必要になります。そのため、番号確認と本人確認を1枚のカードで行うためには個人番号カードが便利です。個人番号カードには、個人番号、住所、氏名、生年月日、性別の他、顔写真が表示され、このカード1枚で番号確認と本人確認を同時に行うことができます。交付手数料は当面の間無料です。

※マイナンバーは、むやみに第三者へ提供しないようにご注意ください。



制度の概要について詳しくは今月号に折り込みの冊子をご覧ください！

個人番号カードを申請しませんか？

【おもて面】

【うら面】

個人番号カードは1枚で 番号確認+本人確認が可能な唯一の書類

個人番号カードの交付を希望される方は、郵送された通知カードの下についている『個人番号カード交付申請書』により申請を行ってください。『個人番号カード交付申請書』には、通知カードに記載の住所、氏名、生年月日、性別が印字されている他、申請者の署名、電話番号、個人番号カードへの点字表記希望の有無、個人番号カードに搭載する電子証明書の発行希望の有無等の記載欄と顔写真貼付欄があります。必要事項を記入し顔写真を貼付の上、紙から切り取り、同封されている返信用封筒に封入し郵送により申請してください。なお、個人番号カードの申請はスマートフォンなどでも行えます。

簡単！便利！選べる申請方法

住民票の住所に通知カードと個人番号カード交付申請書が簡易書留で届きます。

あなたに合った申請方法が選べます！

◆郵送◆

個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付ける

交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函する。

◆スマートフォン◆

スマートフォンのカメラで顔写真を撮影

交付申請書のQRコードから申請用WEBサイトにアクセス。必要事項を入力の上、顔写真のデータを添付して送信する。

◆パソコン◆

デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存

交付申請用のWEBサイトにアクセス。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信する。

個人番号カード交付の手順

個人番号カードの申請を行うと、交付通知書（はがき）がご自宅に届きます。

交付通知書（はがき）・通知カード・本人確認書類・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）をお持ちになり、期限内に、交付通知書に記載された交付場所までご本人がお越しください（申請時期などによって、交付期限が異なります）。

交付窓口で本人確認のうえ、暗証番号を設定して頂くことによりカードが交付されます。

マイナンバーに関するお問い合わせはこちらへ

◆コールセンター（通話料がかかります）
☎0570-20-0178（日本語）
☎0570-20-0291（英語）
※午前9時30分～午後5時30分
※ただし、土・日・祝日・年末年始を除く

◆マイナンバーホームページ（内閣官房）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
◆事業者向けマイナンバーガイドライン（特定個人情報保護委員会）
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

『人・農地プラン』における 青年就農給付金

農地中間管理機構における 機構集積協力金制度について

農地中間管理事業とは

農業者の減少、高齢化、耕作放棄地の増加が進む中、担い手への農地集積と集約化を加速化するとともに、耕作放棄地の発生防止を進め、農業の生産性向上を図るため、農地保有合理化法人にかわり北海道に一つの機構を整備し、従来からの売買に加え、貸借が加わった新たな事業制度が平成26年度から創設されました。

青年就農給付金（準備型）

就農に向けた研修（農業大学校など北海道が指定する学校および農業研修機関）を受ける方への給付金です。

給付は最長2年間で、年間150万円

研修終了後、原則45歳未満で独立・自営就農または雇用就農する方に対して研修中給付金を給付します。

※活用の予定がある方は必ず事前に産業振興課まで相談願います。

青年就農給付金（経営開始型）

独立・自営就農時の年齢が45歳未満の認定新規就農者（自らの農業経営の目標などを記した青年等就農計画を作成し町の認定を受けた方）に対する給付金です。

親からの経営継承（親元就農から5年以内）や、親から独立した部門の経営を行う場合も対象になります。

給付は最長5年間 年間150万円

所得が100万円を超える場合は金額に応じて給付金が減額されます。

経営転換協力金

農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手を支援

交付対象要件：機構へ自作地を貸し付けた農業者等で①農業部門の減少により経営を転換する農業者②リタイアする農業者③農地の相続人に対する協力金

0.5ha以下 30万円／戸

0.5ha超2.0ha以下 50万円／戸

2.0ha超 70万円／戸

耕作者集積協力金

農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手を支援

農地中間管理機構の借受農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構への貸付けに協力した農業者 交付単価 2万円／10a

給付を受けるにあたり
詳細な交付要件が
ございます。

詳しくは産業振興課

☎83-2114まで

お問い合わせください。

中山間地域等直接支払制度について

東神楽町では、北海道知事特認を受け平成27年度から中山間地域等直接支払制度に取り組みます。

中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、集落などを単位として、農用地を維持管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動などを行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

◆北海道知事特認基準とは◆

農業生産条件が不利な農用地として北海道知事が定める特認基準

1. 北海道知事特認基準の内容

- (1) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上であること
- (2) D I D（人口集中地区『旭川市』）からの距離が30分以上であること
- (3) 人口の減少率（平成17年～22年）が3.5%以上または人口密度150人/km²未満であること
- (4) センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.42以下であること

2. 対象となる農用地を有するセンサス集落（行政区）

中央7・8・9・10・11区、忠栄1-2・2・3・4区、稲荷1・2区の約480ha

3. 対象農用地

急傾斜の田（傾斜1/20以上）

4. 交付金の使途

対象農用地を管理する農業者個人への交付と、町全体で行う共同取組活動（農地を守り農業生産活動を継続し、農地の持つ多くの機能を増進させる）として活用します。

ご協力ください

給与所得の町道民税は特別徴収で

お問い合わせ

税務課 ☎83-2119

◆特別徴収とは

町道民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように事業者（給与支払者）が毎月、町道民税の納税義務のある従業員（パート・アルバイトを含む）に支払う給与から町道民税を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

◆特別徴収のメリット

税額計算は町で行いますので所得税のように事業者が税額計算や年末調整をする必要はありません。

従業員の方が金融機関などで納税に出向く手間を省くことができます。

自分で納付する普通徴収は年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの税負担が少なくなります。

◆特別徴収の事務

5月中旬に事業者あてに特別徴収税額決定通知書と納付書を送付します。その税額を毎月給与から徴収し、翌月の10日までに納付書で納入していただきます。

◆その他

従業員の就職などにより、年の途中から特別徴収に切り替えることもできます。

給与から所得税の源泉徴収がされている方で、町道民税が特別徴収となっていない方は勤務先の給与事務をしている方に特別徴収できないか相談してください。

旭川東税務署から

『個別相談(個別照会)』のお知らせ

税務署では、相談内容が申告または納税に直結しており、複雑で具体的書類や事実関係の確認が必要な『個別相談(個別照会)』について、事前に電話などにて相談日時をご予約していただく『事前予約』をお願いしています。このうち、**資産税**（相続税、贈与税および譲渡所得など）に係る『個別相談』については『相談日』を設けて事前予約を受け付けています。

事前にご予約していただくと、ご相談に必要な書類などの説明をさせていただくほか、税務署にお越しの際には順番を待たずにご相談できますのでご理解とご協力をお願いします。

◆10月から12月の『相談日』

10月9日（金）、10月23日（金）、11月13日（金）

11月27日（金）、12月11日（金）

◆詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）までお問い合わせください。

10月は

『不正軽油防止強化月間』です。

上川総合振興局では、会社などを訪問してダンプなどの**燃料抜取調査**を実施します。

また、ガソリンスタンドや燃料店を訪問し、不審な配送が行われていないか確認、抜取調査も実施します。

不正軽油は悪質な**脱税行為**というだけでなく、環境汚染などさまざまな被害をもたらす**重大な犯罪**です。

『**作らない**』『**売らない**』『**買わない**』『**使わない**』をスローガンに、不正軽油の撲滅に向けた取締りを一層強化します。

■お問い合わせ 上川総合振興局地域政策部課税課事業税間税係 ☎46-5929



「国勢調査の結果が発表される度に町の人口が増えているのが楽しみでした。そう話すのは、平成27年の国勢調査員を務めている石川四郎さん。

石川さんが調査員を務めている国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査で、5年に一度実施されています。国勢調査の結果は福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな施策の計画策定などに利用されます。

町内の米農家に生まれた石川さんは、中学校を卒業後、役場に勤めました。石川さんが初めて国勢調査員となったのは昭和40年。西町の町内会長さんから頼まれたのがきっかけだったそうです。

「産まれも育ちも東神楽なのだから大丈夫だろう。と言われ引き受けることになりました」と当時を振り返ります。

調査を進めるうえで困ったことはなかったと石川さんは話します。

「皆さんとても親切で協力的でした。その後も何度も調査員を引き受けたので、今では石川さんが来たら国勢調査の時期だね」と言われることもしばしばだと話します。

現在、10回目の国勢調査員を務める石川さん。調査員としてのやりがいを感じ、町の人口が調査の度に増えていることだと話します。

「東神楽には空港や大型ショッピングモールもありまさに『田舎の中の都会』。現役時代も町の発展を実感しながら役場の仕事に従事できたことが嬉しかったですね」と自身の思い出を重ねながら話します。

昭和40年の町の人口は約6300人。現在では、住民基本台帳ベースで1万人を超えている東神楽町。これには石川さんの想いもひとしおです。

「人口減少が自治体の大きな問題となっている今日に、人口1万人到達を迎えることができ、とても嬉しい。人口は自治体の活力です」と嬉しそうに語ります。

石川さんは、永年にわたり国勢調査を始めとする各種統計調査の調査員として従事し、多大な貢献をしてきたことが認められ、平成27年春の叙勲において瑞宝単光章を受章。今年5月に東京都内のホテルで開催された伝達式に出席し、その後、皇居において天皇陛下に拝謁したそうです。東京へは趣味の俳句で度々訪れている石川さんも伝達式と言ったことでおもちが違ったそうです。

「服装は男性がモーニングで女性が着物などさまざまな指定があり、準備がとても大変でした。しかし、天皇陛下が受賞者一人一人の前をお通りになり声をかけられた。あの瞬間は私にとって一生忘れることのできない思い出となりました」と石川さんはこれまでの活動が報われた喜びを話してくれました。

INTERVIEW

今月の花咲く話題

人口はまちの活力!!

瑞宝単光章



プロフィール

いしかわ しろう
石川 四郎 さん
1936年生まれ 79歳
平成27年国勢調査員
趣味：俳句



子どもの発達と遊び その1

～モノ遊び～

＋遊びの大切さ

療育では遊びをととても大切にします。オランダの文化人類学者ヨハン・ホイジンガは人間を『ホモ・ルーデンス（遊ぶ人）』という言葉で表現しています。子どもにとっては生きること自体が遊びであり、遊びの中から大切なことをたくさん学んでいきます。遊びは幼い子どもにとって、ミルクと同じくらい大切なものです。

ここでは遊びを大きく2つに分類してみます。1つはモノ遊び。これは玩具や道具など何らかのモノを介しながら他者とつながっていく遊びです。もう1つはカラダ遊び。これは特に道具はいりませんが、体と体をふれ合わせながら、気持ちの交流を図っていく遊びです。『たかいたかい』や『おしくらまんじゅう』などがそれに当たります。今月号ではモノ遊びについてお話します。

＋三項関係と共同注意



※絵は『4歳までの「ことば」を育てる語りかけ育児』中川信子著より

右の絵を見てください。子どもとお母さんが同じリングを見ています。まだ1歳前のお子さんのようです。言葉はまだですが、赤いリングを見つけて嬉しかったのか、にっこり笑顔です。それを見てお母さんが言葉をかけています。もしかしたら、この後、言葉をかけてくれたお

母さんを確かめるように振り返って見るかもしれません。ヒト（子ども）ーモノ（リ

ンゴ）ーヒト（お母さん）がまるで三角形で結ばれるような関係にあるので、これを少し難しい言葉で『三項関係』と言います。同じモノに対して他者と注意を共有することを『共同注意（または共同注視）』と呼びます。このような三項関係を結びながら他者とかわることができるようになるのはおおむね生後10か月前後と言われています。時機を同じくして『指さし』が出てくるが多く、子どもは自分が見つけたものや大人への要求を声を伴った指さしで表現できるようになります。これはやがて『ことば』につながっていく大切な発達の道しるべでもあります。

＋玩具と遊び



右の写真をみてください。これは『くるくるチャイム』という子どもに大変人気のある玩具です。てっぺんの穴に玉を入れると、くるくる回りながら降りてきて、最後はチャリーンと音を立てながら玉が出てくる仕掛けになっています。一見シンプルですが、それが心地よいのか、子どもは繰り返し遊びたがります。この玩具本来の遊び方を楽しめるようになるのはおそらく生後10か月前後でしょう。手に持った玉を穴に入れるなどの行動は、このくらいの月齢のお子さんにとつ

て特徴的な行動です。ちょうど先ほどの三項関係が成立するくらいの時機です。チャリーンと音を立てて玉が出てきたらニコッと笑ってお母さんの顔を見るかもしれません。『すごいね』と言葉をかけてもらおうと、さらにうれしくなって玉を入れるのを繰り返すことでしょう。穴に入れるだけではなく『ちようだい』『どうぞ』などと大人が言葉をかけながら玉を受け渡すやり取りも楽しめます。簡単なまねっことができるようになると、チカチと玉を打ち合わせて遊ぶこともできます。

では、この時機を過ぎた子どもはこの玩具は楽しめないのでしょうか。あるいはその時機がくる前ではどうでしょうか。答えは『いいえ』です。少し小さい子どもも、大きくなった子どもも大人の関わり次第で十分楽しめるものです。子どもがモノと戯れる姿の中に大人が『遊び』を見出せるかが鍵なのです。

＋遊びは大人のかかわり次第

例えば6か月くらいの赤ちゃんでも手に持った色鮮やかな玉をまじまじと見つめたり、右から左、左から右の手に持ち替えたりして遊ぶことでしょう。まだお座りが安定していませんが、大人が膝の上にのせて後ろから支えている子どもを『チャリーン』という音とともに、一瞬軽く浮き上がらせるような刺激を与えてあげてもおもしろいかもしれません。座った状態に入れる、つかまり立ちをして入れるなど、子どもの運動発達にに応じて入れる時の姿勢も変わってくるでしょう。見える位置が変わるとするのは子ど

もにとっては新鮮な体験です。

1歳を過ぎたらより歩きながら自分で少し離れた所まで玉を入れに行くかもしれません。途中で転んでも大好きなお母さんやお父さんがそばにいれば安心ですね。大人が玉を手の中に隠して『どこだ？』と当てっこするのも楽しいです。2〜3歳になって玉の色に注目し始めたら、玩具を自販機に見立てて、赤をリンゴジュース、黄色をレモンジュースのように買い物ごっこが始まるかもしれません。4〜5歳になって運動のコントロールが上手になってくると、大人が穴の部分を手で隠したり見せたりして、穴が見えた瞬間に玉を入れるゲームなども喜ぶかもしれません。

『モノ遊び』の醍醐味は玩具や道具を介して『人とながら』ところにあるます。もちろんジグソーパズルのようにモノとの間で我を忘れて没頭し、夢中になる体験も貴重です。そんな時でも完成したパズルを見て賞賛し、受け止めてくれる他者の存在はきつと大切なことでしょう。実は『モノ遊び』に決まった遊び方などないのかもしれない。偶然、子どもがモノとの間で見せてくれた行動に、大人がどのように意味づけをしてそれを遊びに発展させられるか、それが大切なのです。

つまり『このおもちゃはこう遊ぶんだよ』とあまり押し付けすぎずに、まず、子どもの好きなようにさせてみて、様子を見ながら大人が遊びに誘っていくほうが遊びは深まりやすいということです。そして、楽しそうだったらもっと、嫌そうだったらやめる、それがコツです。

身近な情報など、お待ちしております。また、このページの掲載写真は、ご本人に差し上げますのでご連絡ください。
まちづくり推進課 ☎83-2113



良好な景観づくりを目指して

花のまち景観計画バスツアー・ワークショップ

東神楽町では、豊かな自然や地域の特
色を生かした良好な景観づくりを推進し
ていくため、景観法に基づく『花のまち
景観計画』の策定に取り組んでいます。
9月6日には、東神楽町の『景観』『食』
『歴史』などについて4名のガイドを迎
え、まち歩きカメラツアーを
開催し、参加者30人が町内の
景観が良い撮影ポイントなど
を回りました。桑原義彦さん
の案内で町内を回った後、参
加者らは総合福祉会館へ移動
し、ジュニア野菜ソムリエの
松田しのぶさんが調理した給
食レシピの料理を食べながら
常本幸治さんから町の歴史な
どについて学びました。食事
の後は、撮影の指導を行った
写真家の佐々木育弥さんが参
加者の撮影した写真を講評。
参加者は撮影者によって違う
東神楽の表情を楽しみました。



東中！何中？楽しみ中☆

東神楽中学校学校祭



9月13日、東神楽中学
校において、『東中！何
中？楽しみ中☆』をテー
マに学校祭が行われ、中
学生、卒業生や保護者な
ど多くの人が訪れにぎわ
いました。
午前中に行われた合唱
コンクールでは、各クラ
スとも日頃の練習の成果
を発揮し、仲間と心を一
つにして歌声を響かせま
した。
また、各クラスごとの
出店も好評で長い行列の
できている教室もあり
ました。学校祭の最後に行われ
たパフォーマンスでは、歌、ダ
ンスやコントを披露したりと各
チームとも趣向を凝らし会場か
らは惜しみない拍手が送られて
いました。

正々堂々競います

B & G秋のチャレンジデー 3町エール交換

9月8日、役場庁舎応接室において、10月12日の体育の日に合わせて開催する『秋のチャレンジデー』に先立ち、東神楽町、鷹栖町、愛別町の3町の町長がエール交換を行いました。

チャレンジデーは人口規模に近い自治体同士が5月の最終水曜日に、住民の運動参加率を競う全国規模のイベント。

しかし、5月は農繁期と重なるため、鷹栖町の呼びかけで昨年から3町が秋に独自に実施。

山本町長は「他の2町に負けないうよう町民と盛り上げたい」と話しました。



町への貢献をたたえて

平成 27 年度東神楽町定例表彰式

町政の発展に尽くされた方々の功績を表彰する平成27年度東神楽町定例表彰式が8月31日に役場で行われ、次の方が受賞され、また、各賞の披露が行われました。

■功績表彰

【公益表彰】石川千代子さん（第1号表彰）

■各賞の披露

【叙勲】桑原義彦さん 黄綬褒章（業務精励）、石川四郎さん 瑞宝単光章（国勢調査功労）、廣澤吉一さん 瑞宝単光章（防衛功労）

【感謝状】(株)及川土木設計代表取締役 役 及川功さん、瀧澤和子さん



ゴール目指して一直線！

わくわく教室『ミニ運動会』

9月16日、これつと総合体育館においてわくわく教室『ミニ運動会』が行われ、町内の0歳～就学前児とその保護者80名以上が参加しました。

年齢別のかけてこ、子どもがおむしの格好をしてリングを持って帰って来る『はらぺこあおむし』、ちびっ子消防隊や大玉ころがしなど工夫を凝らした競技、7種目を実施。



途中、泣いてしまう子どももいましたが、一生懸命、競技に取り組む子どもたちの姿に、会場は笑顔で包まれていました。





『にっこにサロン』

これっと・ぱれっとを親子のふれあいの場、友達つくりの場として開放しています。

場 これっと①・②
ぱれっと①・③

①【平日】午前9時30分～11時30分

②【毎週火・木】午後2時～4時

③【毎週火・金】午後2時～4時

※事業のある日は中止となります。

『わくわく教室』

日 7日(水)午前9時30分～12時30分

内 バス遠足『旭山動物園』

※雨天時は『もりもりパーク』に変更になります。

対 0歳児～就学前児と保護者

定員 20組

持 軽食またはおやつ、飲み物、帽子、ベビーカーまたはおんぶひも、ブランケットまたは羽織るもの、入園パスポート

申 10月5日(月)午前中までにごとも未来課まで

※入園料がかかります。パスポートをお持ちの方はご持参ください。詳しくは、わくわく便り10月号をご覧ください。

≪ 10月の予定

14 9 . 7

『乳幼児健診』個

日 7日(水)12時45分～午後1時30分

場 役場庁舎1階和室

対 4か月～6か月児

内 計測、問診、小児科診察、保健・栄養相談、子育て相談、BCG接種

持 母子手帳、『お子さんの一日の生活』子育てサポートフェア『えんじん』

『子育て教育相談』

子育てや教育に関する不安・悩みの相談を受けます。あわせて、親子のふれあいの場として『わくわく広場』も開設しています。

日 9日(金)午前9時30分～11時30分

場 花の森保育園

※午前9時30分にぱれっとに集合し、お誕生日会後、各自で花の森保育園に移動します。

内 花の森保育園の先生がお話ししてくれます。



お問い合わせ

☐ 囲みの行事については
健康ふくし課健康グループ ☎83-5431
その他の行事については
こども未来課
子育て支援センターぱれっと ☎83-3767

子育てコラム

『写真を使って
子どもの自己イメージを
よくする』

子育てで大事なものは、子どもが良い自己イメージを持てるようにしてあげることです。そのためにオススメしたいのが、写真の活用です。つまり、子どもが良い自己イメージを持てるような写真を家の中にたくさん貼っておくのです。

例えば、子どもが何か頑張っているときの写真です。ピアノの練習をしている、お手伝いで風呂洗いをしている、サッカーのリフティングの練習をしているなどです。

何かを達成したときの写真も効果的です。例えば、陸上大会で1位になった、書初めで金賞を取った、そろばん3級に合格したなどです。賞

状やトロフィーがあれば、それも持って写りましょう。

人間の脳は本人が意識していなくても常に情報収集をしているそうです。同時に、それらの情報を無意識のうちに意味付けているそうです。つまり、子どもはこういう写真を見るともなくて見ているうちに「自分はけっこう頑張ってるな」「自分は頑張れるんだ」「自分はやれる。成し遂げられる。達成できる」という良い自己イメージを育てていくことができるのです。

数多くの写真がその証拠です。これらの写真が、常に無言のメッセージを発し続けてくれています。ですから、子どもを勉強が好きにさせたいと思ったら、読書や勉強などの知的なことをしている姿を写真に撮って貼っておきましょう。

知的なことをしている姿は誰でも

りりしいものですが、そういう自分のりりしい姿を自分で見る機会はほとんどありません。

写真に撮って貼っておけばそれを見ることができます。そういう自分の姿を毎日見ていれば、実際に子どもはだんだん知的になっていきます。



おやのちから 親野 智可等 Profile

1958年生まれ。本名、杉山桂一。公立小学校で23年間教師を務めた。現場での経験と知識を子育てに役立ててもらいたいと、メールマガジン「親力で決まる子供の将来」を発行。「具体的ですぐできるアイデアが多い」と評判になる。『親力で決まる!』(宝島社)、『ダメ!』を言わなければ子どもは伸びる』(PHP研究所)など著書多数。全国各地の小・中学校、幼稚園・保育園のPTA、市町村の教育講演会でも大人気。

『すくすく広場』

日 14日(水)午前10時～11時30分
場 これつと
対 0歳児と保護者
内 総合文化祭制作
申 10月9日(金)午前中まで
ども未来課まで



『のびのび広場』

日 28日(水)午前10時～11時30分
場 これつと
対 2歳以上児と保護者
内 総合文化祭制作
申 10月1日(水)～23日(金)午前中
までに、ども未来課まで

『にこにこサロン★志比内』

日 29日(木)午後1時5分～2時10分
場 志比内小学校
対 0歳～就学前児と保護者
申 志比内地区以外で参加される方は、ども未来課まで

・ 30 29 28 27 ・ ・ ・ ・ 21 ・ ・ ・ ・

『よちよち広場』

日 21日(水)午前10時～11時30分
場 ぱれつと
対 1歳児と保護者
内 総合文化祭制作
申 10月1日(水)～16日(金)午前中
までにども未来課まで

『ぱれつと健康相談』

日 27日(火)午前9時30分～11時30分
場 ぱれつと
対 全町民
内 血圧・体脂肪・体重測定、
保健・栄養相談
持 母子手帳、健康手帳



『これつと健康相談』

日 30日(金)午前9時30分～11時30分
場 これつと
対 全町民
内 血圧・体脂肪・体重測定、
保健・栄養・歯科相談
持 母子手帳、健康手帳

< ハロウィン編 >

ジャック・オ・ランタン(パンプキンランタン)はパンプキンに限らない？！

昔、世界中に飾りやランプシェードとして、ひょうたん、かぶ、かぼちゃんなどの野菜を彫る風習がありました。上から横に切って、中身を手やスプーンで掘り出します。イメージをデザインして包丁や彫刻刀でカットしたら、中にろうそくやライトを入れ、蓋をして飾ります。北アメリカでは、とても人気があり、毎年たくさんのパンプキンカービングコンテストが開催されています。

◆ジャック・オ・ランタンの由来

発祥地は不明ですが、こんな話があります。ジャックという有名な泥棒が悪魔のサタンを騙して、自分が地獄に落ちない約束をしました。しかし、ジャックは亡くなった後、生前の行いが悪く、天国にも地獄にも行けなくなりました。ジャックはどこへ行けばいいかわからず暗い世界をさまよっていると、サタンが地獄にある永遠に消えない種

火をジャックに渡しました。その種火を持って歩くため、ジャックが自分の大好きな食べ物のかぶを彫って作ったのがランタンでした。

◆世界記録

世界で最も大きなジャック・オ・ランタンは2005年10月31日にアメリカ合衆国のペンシルベニア州で666.33kgのかぼちゃで作られました。そして、同時にライトアップしたジャック・オ・ランタンの最多数記録は2013年10月19日にニューハンプシャー州で30,581個でした。

世界中では数多くのパンプキンカービングコンテストが開催されています。とても複雑なデザインもあるそうです。皆さん、今年のハロウィンではジャック・オ・ランタンを作って自宅の前に飾ってみませんか？



リエーン・ジーン

Profile

1981年台湾生まれニュージーランド育ち(両方の国籍を所有)。大学ではマーケティングと日本語を専攻。台湾語・中国語・英語・日本語の4ヶ国語に精通。2005年に英語指導助手として来日。2014年から東神楽町の国際交流員(CIR)として勤務。趣味は読書、着物の着付け、ネイルアート、スノーボードなど。

スポーツやイベントなどを楽しみませんか？

○○の秋！！



みんなで参加！

B&G 秋のチャレンジデー

東神楽町、鷹栖町、愛別町の3町は秋の健康づくりイベントとして『B & G秋のチャレンジデー』を開催します。基本的なルールは、5月に行われたチャレンジデー同様各町の参加割合を競うほか、3町による共通の種目を設け各種目のチャンピオンを決め、全体で順位付けを行います。

◆3町共通種目◆

- 空き缶積み上げ（3・4人で1チーム）
- 握力測定（各男女、小学生以下の部、中学生の部、高校生以上65歳未満の部、65歳以上の部）
- 短縄とび選手権（各男女、小学生以下の部、中学生の部、高校生以上65歳未満の部、65歳以上の部）
- 吸って吸って！落しちゃダメだよ！ピンポン玉

◆東神楽町独自イベント◆

- ラジオ体操（ふれあい交流館、総合体育館）
- ふれあいウォーク（森林公園）
- 新体力テスト



10/12
(月・祝)



参加しませんか？

全町ミニバレー大会

- 日時 10月25日(日)午前9時試合開始
- 場所 これっと総合体育館
- 対象 町内在住の一般成人、町内在勤者、ミニバレー協会関係者
- 参加料 1チーム1,000円（1チーム6人以内）男子の部、女子の部、混成の部（男女の構成は自由）の3ブロックで試合を行います。
- 申込み 募集チラシに必要事項を記入のうえ、参加料を添えて10月13日（火）までにこれっと総合体育館（体育協会事務局 ☎ 83-5423）または、ふれあい交流館へお申込みください。

体育施設の無料開放

- 期間 10月1日(木)～10月12日(月・祝)
- 時間 8:30～21:00 ※日曜日は17:00まで
- 場所 これっと総合体育館
 - ▶1・2階アリーナ ▶トレーニングルーム
 - ▶プレイルーム ▶卓球・柔道場
 - ▶これっとホール
- ふれあい交流館
 - ▶アリーナ ▶第2アリーナ
- 対象 町民の個人利用に限ります。
※団体や町内勤務者で町外在住の方は通常の使用料となります。
- その他 利用状況については、これっと総合体育館（☎ 83-5423）、ふれあい交流館（☎ 83-3741）にご確認ください。

第46回 総合文化祭 (10/27～11/1)

◆問い合わせ◆
総合文化祭実行委員会
(☎ 83-5407)
こども未来課
(☎ 83-5423)

一般作品展示 (これっと総合体育館)

10/31(土)

午前10時～午後5時

11/ 1(日)

午前10時～午後3時30分

音楽・芸能発表

(総合福祉会館)

11/ 1(日)

I部 午前9時～12時

II部 12時30分

～午後3時30分

町内園児・児童生徒 音楽の集い

(東神楽中学校体育館)

10/27(火)

午前9時～12時

これっとまつり

(これっと総合体育館)

11/ 1(日)

午前9時～12時

その他の催し 11/ 1(日)

【これっと総合体育館】

10:00～15:00 体験コーナー

10:00～15:00 茶道披露

10:00～ チャリティー遊休品リサイクル

14:00～ スキーおさがり感謝祭

【総合福祉会館】

10:00～ 第7回新そばまつり

11:00～13:00 昼食引き換えコーナー

チャリティーの品物を募集します!!

期 間 10月1日(木)～23日(金)

募集対象 使用可能な家庭で使われずに眠っている品物(遊休品)。大型家電製品等は不可。小中学生用のスキー、スキー靴、ストック、スキーウェア。感謝祭当日は提供いただいた方から優先しておさがりをお持ちいただけます。

東神楽パンプキンカービン



国際交流員のリェーン先生とハロウィンで定番のかぼちゃのランタンを一緒に作りませんか？

- ◆日時 平成27年10月24日(土)
14:00～16:00 (13:45受付)
- ◆場所 総合福祉会館 調理室
- ◆対象者 一般の方(小学5年生以上)
- ◆定員 先着20名
- ◆参加費 1人 300円
- ◆申込方法 10月9日(金)までにまちづくり推進課までお申し込みください。
- ◆問い合わせ まちづくり推進課 (☎ 83-2113)

◆◆ 読書の日イベント ◆◆

真珠まりこさん

もったいないばあさんのおはなし会



- 日 時 11月14日(土) 午後3時～4時
- 場 所 東神楽町図書館 2階 視聴覚室
- 受付期間 10月1日(木)～11月8日(日)
- その他 入場無料・年齢制限なし(定員80名)
- 申込み・問い合わせ 東神楽町図書館 (☎ 83-4646) まで



暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとに
お届けします

Flower Town Information

10月の

情報案内板



役場
国保診療所
総合福祉会館
これっと総合体育館
ふれあい交流館
東神楽町図書館
交流プラザつじ館
大雪消防組合東消防署

83	83	83	83	83	83	83	83	83
0	2	4	3	5	2	2	2	2
1	0	6	7	4	6	4	0	1
1	8	4	4	2	4	2	3	1
9	2	6	1	3	6	3		

金委員会（東神楽町社会福祉協議会内）
83—5424
まで

マイクローバスを 売り払います

※総務課

次のマイクローバスを入札により
売払います。

■入札日時 平成27年10月15日
(木)午後1時30分

■入札場所 役場庁舎2階会議
室B

■売払車輛
マイクローバス 1台

トヨタ K K—H Z B 40 (平
成15年式)

走行距離 約79万km

車検など 車検切れ（平成27
年8月10日）

不良個所 ミッションの故障

※自走できないため運搬費用は
落札者の負担とします。

※車両の名義変更などの費用は
落札者の負担とします。
※使用する場合は、車体のラッ

必ずチェック 最低賃金！

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **764円**

【平成27年10月8日発効】北海道労働局



お知らせ

電源立地地域対策交付金事業

※まちづくり推進課

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付されるもので、発電用施設の設置について地元の理解促進等を図ることを目的としています。

平成27年度、本町では、子育て環境の充実を図るため、東神楽町立中央保育園の運営費に活用しました。

ご利用ください 除雪サービス

※健康ふくし課ふくしグループ

町では、社会福祉協議会に委託して、地域のご協力をいただきながら次のとおり除雪サービ

スを実施します。

■期間 11月から平成28年3月

■対象 世帯全員が次の①～③のいずれかの対象になるか、それと同程度の世帯で、除雪が困難な世帯。①80歳以上の方、②身体障害者手帳3級以上の交付を受けている方、③介護認定で要支援以上の方

■利用料 1回30分未満300円、30分以上1時間未満500円

■申し込み・問い合わせ 10月16日(金)までに健康ふくし課ふくしグループ(☎83—5430)または社会福祉協議会(☎83—5424)まで

ご協力ください 赤い羽根共同募金

※東神楽町共同募金委員会

赤い羽根共同募金運動が「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、10月1日から全国一斉にスタートします。共同募金は、社会福祉法に基

づいて行われる民間最大の募金運動です。
住民の皆さんから寄せられた募金の約70%は、町内の社会福祉事業のために使われています。残りの30%は道内の民間社会福祉団体や福祉施設に助成され、福祉活動の重要な財源となっています。
また、共同募金は災害にも使われています。大規模な災害が起こった時の備えとして、各都道府県の共同募金会では、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、東日本大震災のような大規模災害時のボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われます。
共同募金運動は、人と人との絆を大切に思い、地域を良くすることを願う皆さんに支えられた運動です。皆さんのご理解とあたたかいご協力をよろしくお願いいたします。

■問い合わせ 東神楽町共同募

町税・各種保険料の納期限

11月2日(月)

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料(第4期分)

11月30日(月) 町道民税・固定資産税・都市計画税(第3期分)

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料(第5期分)

納期限を過ぎてから納められる場合、延滞金がかかることがありますので、納期限までに完納くださるようお願いいたします。また、病気・負傷・失業・事業の倒産等により生活が著しく困窮した場合や災害により被害を受け納期限までに納めることが困難な場合には、税務課収納対策グループ(☎83-5404)までご相談ください。



東神楽町図書館

10月の新刊案内

東神楽町図書館新刊

やくみつるの秘境漫遊記(やく みつる)
いじめゼロを目指して (栗岡 まゆみ)
ダメなやつほどダメじゃない

(萩本 欽一)

御奉行の頭の火照り (佐藤 雅美)

王とサーカス (米沢 穂信)

おつきみおぼけ (せな けいこ)

ふれあい交流館新刊

腸を元気にするレシピ 109

(魚柄 仁之助)

藪医ふらここ堂 (朝井 まかて)

昆虫ワールド大脱出!

その他多数

J A文庫新刊

主菜サラダ (市瀬 悦子)

35 歳からはじめての妊娠・出産・育児

(笠井 靖代)

家庭でできるおいしいイチゴづくり12か月

(荻原 勲)

このほかにも、東神楽町図書館とふれあい交流館にも多くの図書が入荷しています。ぜひお越しください。

■東神楽町図書館からのお知らせ

絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』の絵本よみきかせ会は10月24日(土)午前11時からふれあい交流館で行います。

■月末図書整理日のお知らせ

10月23日(金)は月末図書整理日のため休館日となります。本を返却される方は東神楽町図書館裏口のブックポスト、またはふれあい交流館をご利用ください。

■臨時開館のお知らせ

10月19日(月)

本との出会い



『バナナです』

川端誠／作
(文化出版社)

よく熟した黄色いバナナの皮をむくと、美味しそうな実が出てきて、思わず食べたくなります。皆さんは、「バナナ」の木って、知っていますか。「バナナ」はどのようにして木になるのでしょうか。「バナナ」が大好きな動物とそうでもない動物を知っていますか？さて、皆さんは「バナナ」好きですか？

- 注意事項
- ① 一人では野山に入らない
 - ② 野山では音を出しながら歩く
 - ③ 薄暗いときには行動しない

なお、火災予防期間中、消防

■問い合わせ 大雪消防組合

※場所はいずれも志比内小学校
詳しくは、志比内小学校(☎96
—2146)教頭まで

ヒグマにご注意ください
産業振興課
秋季になりキノコ採りやハイキングなどで野山に出かける機会が多くなる季節を迎えました。ヒグマの冬眠前の活動時期でもありますので、ご注意ください。

■問い合わせ 産業振興課(☎83—2111)まで

■問い合わせ 大雪消防組合東消防署

■日時 10月18日(日)午前9時
■日時 12月6日(日)午前10時30分

■問い合わせ 総務課(☎83—2111)まで

■問い合わせ 産業振興課(☎83—2114)まで

■問い合わせ 大雪消防組合

■日時 10月18日(日)午前9時
■日時 12月6日(日)午前10時30分

■問い合わせ 総務課(☎83—2111)まで

■問い合わせ 産業振興課(☎83—2114)まで

■問い合わせ 大雪消防組合

■日時 10月18日(日)午前9時
■日時 12月6日(日)午前10時30分

第2回

東神楽ハロウィンパーティー



日時 10月31日(土) 15:30~17:00 (受付15:15)

場所 ふれあい交流館第1アリーナ

対象者 町内の小学生

参加費 1人 300円

申込方法 10月16日(金)までにまちづくり推進課まで

仮装してきてね!



まちづくり
推進課
☎83-2113

募集

自衛官等を募集します

平成27年度自衛官候補生を募集します。

総務課

【自衛官候補生】

資格 日本国籍を有する18歳

以上27歳未満の男子（採用予定月1日現在）

受付期間 年間を通じて受付しています。

試験日 10月25日(日)・26日(月)のいずれか1日

試験会場

陸上自衛隊旭川駐屯地

問い合わせ 自衛隊旭川地方

協力本部南地区グループ(☎54-5617)まで

除雪サービス協力員を募集しています

❖東神楽町社会福祉協議会
自力で除雪が困難な1人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障害者世帯の除雪をしていただける方を探しています。

実施期間

原則11月1日

除雪方法

積雪状況（おおむね10cmの降雪があった場合）に応じ、住宅の玄関前から公道までを除雪します。

除雪幅は2m程度で、依頼者の要請に基づき随時実施します。

❖報酬 除雪作業1回当たり30分以下は1千円、30分を超える時は1千500円です。

※機械作業は2割増です。

❖協力の条件 除雪方法に基づいて活動が可能な方であれば、性別・年齢は問いません。どなたでもご協力いただけます。

問い合わせ 東神楽町社会福祉協議会(☎83-5424)まで



国民年金

こんなときは年金の届出を

❖くらしの窓口課戸籍グループ

就職、退職、結婚などによって被保険者の資格などの種類が変わることがあります。届け出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、届け出は忘れずに行いましょう(表1)。

❖不明な点は、くらしの窓口課戸籍グループ(☎83-5401)までお問い合わせください。

被保険者の資格などに関する届出(表1)

こんなときは	ここで(届出先)	こうしましょう
20歳になったとき	第1号被保険者 →市区町村 第3号被保険者 →配偶者の勤務先	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入の手続きをする
会社を退職したとき	市区町村	国民年金に加入の手続きをする
配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先	第3号被保険者への種別変更の手続きをする
配偶者の扶養からはずれたとき	市区町村	第1号被保険者への種別変更の手続きをする
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者 →市区町村 第3号被保険者 →旭川年金事務所	再交付の手続きをする

9月28日(月)から発売!!

今年の秋も
デカい実がなるぞ!

オータム史上
最高額です!!

1等・前後賞合わせて
5億円

2015年都市町村協賛宝くじ

オータムジャンボ宝くじ

『ひがしかぐらプレミアム商品券・観光振興券』に関するお知らせ

アンケート調査にご協力ください

プレミアム券の利用状況を調査し、地域経済への影響や効果を把握するため利用者アンケートによる経済効果調査を旭川大学経済学部江口ゼミの協力によって実施しています。

アンケート調査票は4月と7月に販売しました観光振興券・商品券にあわせて配布していますので、ご協力をお願いします。

■問い合わせ■ 東神楽町産業振興課(☎83-2114)

発行した商品券・観光振興券の使用期限

【第1期～4月発行販売分】
平成27年10月17日(土)まで

【第2期～7月発行販売分】
平成28年1月10日(日)まで

各種券面記載の使用期限を経過したものは無効になり、使用することは出来ませんので、ご注意ください。

景観まちづくりワークショップの参加者募集について

現在策定中の『花のまち景観計画』の概要、景観づくりに関する色彩などのルールをお知らせするためのワークショップを町内2会場（ふれあい交流館、総合福祉会館）で開催します。両会場とも同じ内容で開催しますので、参加を希望される方は、いずれかご都合の良い会場を選択のうえ、ご連絡ください。

テーマ：東神楽町の景観まちづくりを考えよう

日時・会場	
※いずれも1時間30分程度 ※両会場とも内容は同じです	①ふれあい交流館 10月21日(水) 午後6時30分～8時 ②総合福祉会館 10月22日(木) 午後6時30分～8時
定員(先着順)	各会場30名程度

■申込み・問い合わせ■ まちづくり推進課(☎83-2113)

特定公共賃貸住宅の入居者を募集します

■募集住宅	■申し込み
特定公共賃貸住宅(単身者向け) ソルテローナ(南1条東2丁目) 2戸(3階建の1階、2階) 1LDK(36.03㎡) 建設年度 平成6年度	建設水道課に置いてある申込書(ホームページからダウンロードできます)に必要な事項を記入押印のうえ提出してください。 【添付書類】 - 入居を希望される方の住民票 - 入居を希望される方の平成27年度所得証明書(平成26年分の源泉徴収票などでも可) - 上記以外にも添付書類が必要な場合がありますので、建設水道課管理グループ(☎83-5413)までお問い合わせください。
■家賃	■受付期間
月額(固定) 31,100円	平成27年10月5日(月)午前8時30分 ～平成27年10月30日(金)午後5時15分まで
■入居者資格	■提出先
次の条件すべてに該当し、収入が収入基準に該当する方 ・現に住宅に困窮していること ・税・使用料等を滞納していないこと ・入居しようとする者が暴力団員でないこと	東神楽町建設水道課管理グループ ※郵送される場合は、必ず特定記録郵便でお送りください(最終日必着とします)。
■収入基準	■その他
入居者の合計所得の月額が158,000円以上487,000円以下(合計所得の月額とは、収入額より税法上の所得額を算出して、次に該当する控除額を差し引き、12ヶ月で割った金額です。) ・親族扶養控除：1人につき380,000円 ・老人扶養親族控除：1人につき100,000円 ・特定扶養親族控除：1人につき250,000円 ・特別障がい者控除：1人につき400,000円 ・障がい者控除：1人につき270,000円 ・寡婦(夫)控除：270,000円(ただし、所得が270,000円未満のときはその所得金額)	募集戸数を超える申し込みがあった場合は公開抽選会により決定する予定です。 詳しい内容は、建設水道課管理グループ(☎83-5413)までお問い合わせください。

町長コラム

花のまち随想



東神楽町長 山本 進

新米が店頭に並び、収穫の秋を実感できます。秋は『文化の秋』『スポーツの秋』など全国的には活動が活発になる印象があります。本州以南では夏の猛暑を過ぎて、快適になった秋の時期にいろいろな活動をするというイメージなのでしょう。北海道では屋外

田 今年の雪解けは、例年になく早かったものの、5月から6月にかけての低温で心配していましたが、豊穣の季節を迎えることができました。間もなくおいしい

のスポーツなどはほとんど肌寒くなっていくこともあり、大きなイベントは減ってきますし、屋外に出て行く機会も減ってきます。そうするとやはり運動不足になつてきますので、ぜひ冬に向けて体を動かし、健康づくりの習慣をつけていきたいものです。北海道の子どもたちは全国的に見て、体力が低く、平成26年度の文部科学省の全国調査では、都道府県別で全国最下位もしくは最下位に近い順位になっていました。いろいろな要因はあると思いますが、その一つが寒い時期の運動だと思っています。10月12日の体育の日には、鷹栖町、愛別町と合同で『秋のチャレンジデー』を実施します。春のチャレンジデーでも多くの皆さんに参加していただきましたので、今回もぜひ多くの皆さんのご参加をお待ちしております。寒い時期こそ積極的に体を動かす習慣をつけ、健康に過ごしましょう。



休館日案内 交流プラザつつじ館 東神楽町図書館

10月

1日(木)	■体育施設無料開放(～12日)(P18) ■赤い羽根共同募金運動開始(P20)		
2日(金)			ひ・中
3日(土)			ひ・下
4日(日)		つ	
5日(月)		図	中・上
6日(火)			ひ・下
7日(水)	■わくわく教室(P16) ■乳幼児健診(P16)		全町
8日(木)			
9日(金)	■旭川東税務署 個別相談(P11) ■子育て教育相談(P17)		ひ・中
10日(土)			中・上
11日(日)		つ	
12日(月)	【体育の日】 ■B&G秋のチャレンジデー(P18)	つ・図	中・上
13日(火)			ひ・下
14日(水)	■すくすく広場(P17)		全町
15日(木)	■マイクロバス入札(P20) ■秋の火災予防運動(～31日)(P21)		
16日(金)			ひ・中
17日(土)	■ひがしかぐらプレミアム商品券・観光振興券【第1期～4月発行販売分】使用期限(P22)		ひ・下
18日(日)	■志比内小学校学芸会(P21) ■東神楽小学校学習発表会 ■東聖小学校学習発表会	つ	
19日(月)	■東神楽町図書館臨時開館日		中・上
20日(火)			ひ・下
21日(水)	■よちよち広場(P17) ■景観まちづくりワークショップ【ふれあい交流館】(P22)		全町
22日(木)	■景観まちづくりワークショップ【総合福祉会館】(P22)		
23日(金)	■旭川東税務署 個別相談(P11)	図	ひ・中
24日(土)	■東神楽バンブーキンカービング(P19) ■絵本よみかせ会(P21)		中・上
25日(日)	■全町ミニバレー大会(P18) ■忠栄小学校学芸会	つ	
26日(月)		図	中・上
27日(火)	■ぱれっと健康相談(P17) ■町内園児・児童 音楽の集い(P19)		ひ・下
28日(水)	■のびのび広場(P17)		全町
29日(木)	■にこにこサロン★志比内(P17)		
30日(金)	■これっと健康相談(P17)		ひ・中
31日(土)	■第46回総合文化祭一般作品展示(～11/1)(P19) ■第2回東神楽ハロウィンパーティー(P21)		5

MOA美術館東神楽児童作品展(9月26日～10月13日)

■カレンダーの中で色分けされているのは、ごみ収集に関するものです。

- : 燃やせるごみの収集日
- : 燃やせないごみの収集日
- : 資源ごみの収集日
- : 第5土曜日の資源ごみの収集日

ひ: ひじり野全区
上: 中央・忠栄・稲荷・八千代・志比内全区
中: 中央市街地全町内会
下: 東聖全区
5: 第5土曜日資源ごみ収集実施行政区



のうごき

平成27年8月末現在
()内は前月比 []内は前年同月比

人口 10,314 (－3) [+158]
男 4,891 (－3) [+79]
女 5,423 (±0) [+79]
世帯数 4,207 (+6) [+126]

住民基本台帳より
※住民基本台帳法の一部改正により
外国人住民が加わりました



10月13日(火) 午後6時から、総合福祉会館において東神楽町出身の建築家、藤本壮介さんの講演会が行われます。6月に東京で開催されていた展覧会を見に行ったのですが、松ぼっくりからヒントを得たというフランスの大型マンションが紹介されており、その斬新な発想に驚かされました! 新たな視点を得られるチャンスだと思いますので、興味のある方はぜひ、建設水道課(☎83-5414)へお申込みください。(き)



ご意見・ご感想をお寄せください

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目
TEL 0166-83-2113 FAX 0166-83-4180
発行日/平成27年9月24日発行
発行者/東神楽町
編集者/まちづくり推進課
<http://www.town.higashikagura.lg.jp>



古紙配給率100%再生紙を使用しています